

第55回認定以降の地域再生計画の認定申請における主な変更点について

本資料は、第55回認定以降の地域再生計画の認定申請における主な変更点について概要をまとめたものです。

1. 認定申請に係る書式等の変更

(1) 共通事項

ア 区域の付近見取図の提出の一部不要化

地域再生計画の区域の範囲が市域、県域等の行政区画と一致する等、具体的に特定することが可能な場合は、区域の付近見取図の提出を不要としました。【申請様式04】

イ 工程表の記載内容の簡素化

工程表に併せて記載することとしていた工程の内容説明について、記載を不要としました。【申請様式05】

ウ 変更認定申請に係る新旧対照表の提出の廃止

地域再生計画の変更の認定申請書の別添として提出することとしていた新旧対照表の作成及び提出を不要とし、新旧対照表に替えて、当該変更の前後の地域再生計画（直近で認定（変更認定及び軽微な変更を含む。）を受けた地域再生計画及び今認定回で変更認定を受けようとする地域再生計画）のwordファイルを提出することで足りることとしました。

(例) 第53回認定で認定、第54回認定で変更認定、第55回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画を今認定回（第59回認定）で変更認定を受けようとする場合に提出する地域再生計画

- 第55回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画（wordデータ）
- 今認定回で変更しようとする内容を反映した地域再生計画（上記第55回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画に変更を加えたもの）

(2) 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の記載事項の抜本的簡素化

企業版ふるさと納税を活用する事業については、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（企業版ふるさと納税を活用する事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度に特定した記載）で足りることとしています（大括り化）。また、事業費の記載を不要とする等、記載事項も抜本的に簡素化しています。

これに伴い、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画については、原則1 地方公共団体につき1計画の作成で足りることとなります。

2. 地方版総合戦略について

(1) 地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生整備推進交付金・企業版ふるさと納税に係る地域再生計画認定申請において提出する地方版総合戦略

各地方公共団体における地方版総合戦略について、今認定回の認定申請日前後において地方版総合戦略の切替えが見込まれる場合は、地域再生計画の認定申請においては、地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生整備推進交付金・企業版ふるさと納税をそれぞれ活用する事業の事業実施期間の始期（交付金については交付決定日）において計画期間にある地方版総合戦略を認定申請書類として提出してください（事業実施期間中に地方版総合戦略の切替えが行われる場合は、次期地方版総合戦略についても提出してください。）。また、原則として、現行地方版総合戦略と次期地方版総合戦略は「切れ目なく」策定することが必要ですが、認定申請時点で次期地方版総合戦略の策定が間に合わない場合については案で御提出いただき、事業実施期間の始期（交付金については交付決定日）までに策定し、速やかに確定版を内閣府地方創生推進事務局まで御提出いただきますようお願いいたします（提出方法については、後日お知らせいたします。）。【別添11】

なお、今般提出予定の地方版総合戦略が読替え通知等により延長した場合であって、当該地方版総合戦略自体の記載を変更しなかったときは、地方版総合戦略とあわせて当該読替え通知等を御提出ください。

(例) 企業版ふるさと納税を活用する事業の事業実施期間の始期が令和3年4月1日である場合において、次期地方版総合戦略の計画開始日が

○令和3年4月1日までの場合

- ・ 次期地方版総合戦略※

○令和3年4月2日から令和4年3月31日までの場合

- ・ 現行地方版総合戦略（次期地方版総合戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）
- ・ 次期地方版総合戦略※

○令和4年4月1日以降

- ・ 現行地方版総合戦略（次期地方版総合戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）

※ 認定申請時点で次期地方版総合戦略の策定が間に合わない場合については案で御提出いただき、事業実施期間の始期までに策定し、速やかに確定版を内閣府に御提出ください。

(2) 地方版総合戦略の策定に伴い地域再生計画を変更する場合の取扱い

素案段階の次期地方版総合戦略をもとに作成し、認定申請を行った地域再生計画について、次期総合戦略（確定版）が作成されるに当たり、素案段階から内容が変更となった場合であって、基本目標の施策分野が変更されるなど、地域再生事業の内容に大幅な変更がある場合（例：基本目標1 雇用を創出する → 基本目標1 育児・子育てを支援する）は、次回の認定回で変更認定申請を行ってください。

また、前期の地方版総合戦略をもとに作成し、認定された地域再生計画について、次期総合戦略策定に伴い、地域再生事業の内容に大幅な変更がある場合は、今認定回で変更認定申請を行ってください。